

## 定期保険集団扱特約 目次

第1条 特約の締結	第9条 社員配当金の割当て
第2条 契約日の特例	第10条 社員配当金の支払い
第3条 保険料率	第11条 保険契約の更新
第4条 保険料の払込方法（回数）	第12条 主約款の準用
第5条 保険証券	第13条 主契約が5年ごと利差配当付定期保険の場合の特例
第6条 保険料の払込み	第14条 第1回保険料から集団を通じて払い込む場合の特例
第7条 特約の解約	
第8条 特約の消滅	

## 定期保険集団扱特約

### 第1条（特約の締結）

この特約は、会社と定期保険集団取扱契約を締結した会社、事業所、官公庁、組合、連合会等の集団（以下「集団」といいます。）を通じ申出のあったときに限り、定期保険契約または5年ごと利差配当付定期保険契約に付加して締結します。この場合、保険契約者および被保険者は、次表のとおりとします。

1. 保険契約者	集団もしくはその代表者またはその所属員 <sup>[1]</sup>
2. 被保険者	集団の所属員 <sup>[2]</sup> またはその所属員 <sup>[2]</sup> と同居する親族もしくはその所属員 <sup>[2]</sup> の扶養する親族

### 第2条（契約日の特例）

定期保険契約または5年ごと利差配当付定期保険契約（以下「この保険契約」といいます。）締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。ただし、会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故の発生または被保険者の死亡により主契約が消滅するときは、会社の責任開始の日を基準としてこれらを再計算し、保険料に過不足があれば会社の支払う金額と清算します。

### 第3条（保険料率）

この保険契約については、集団扱いの保険料率を適用します。

### 第4条（保険料の払込方法（回数））

この保険契約の保険料の払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

### 第5条（保険証券）

会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券<sup>[1]</sup>を集団またはその代表者に発行する<sup>[2]</sup>ことがあります。

### 第6条（保険料の払込み）

- ① 第2回以後の保険料は、集団を通じて払い込んでください。この場合、集団から会社の本社または会社の指定する場所に一括して払い込まれた時に、その払込みがあったものとします。
- ② 集団から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を集団に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。



## 補 則 欄



### 第1条補則

- [1] 所属員が事業者団体の場合はその構成員を含めます。
- [2] 所属員の使用人を含め、所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。

### 第5条補則

- [1] 一括保険証券および一括保険証券とともに交付する書面には、保険契約を締結した日（一括保険証券を発信した日をいいます。）を記載しません。
- [2] 保険契約の締結の際に限ります。

## 第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

## 第8条（特約の消滅）

- ① 次のいずれかの場合には、この特約は既払込保険料の充当期間が満了した時に消滅します。
  1. 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき
  2. 定期保険集団取扱契約が解除されたとき
- ② 前項によりこの特約が消滅したときは、保険料率を将来に向かって更正します。

## 第9条（社員配当金の割当て）

- ① 会社は、主約款に定める社員配当金の割当てを適用せず、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次の事業年度の契約日の年単位の応当日の前日に有効で、かつ、その前日までの保険料が払い込まれているこの保険契約<sup>[1]</sup>に対して、社員配当金を割り当てます。
- ② 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過したことその他の所定の要件を満たす保険契約に対して、社員配当金を割り当てることがあります。

## 第10条（社員配当金の支払い）

- ① 前条により計算した社員配当金は、主約款に定める社員配当金の支払いに準じて支払います。
- ② 社員配当金の支払方法について、特に集団ととりきめがあるときは、その方法によります。

## 第11条（保険契約の更新）

この特約が付加された保険契約の更新については、次に定めるところによります。

1. 主約款にかかわらず、契約日から起算した更新前の保険契約の保険期間満了の日までの期間が会社の定める期間以上であるときは、保険契約は更新されません。
2. 主約款にかかわらず、更新後の保険契約の保険期間は、次に定めるところによります。
  - イ. 更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、会社の定める期間とします。
    - (1) 契約日から起算した更新後の保険契約の保険期間満了の日までの期間が会社の定める期間をこえるとき
    - (2) 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢をこえるとき
  - ロ. 次回更新後の保険契約の保険期間が、前イただし書きにより5年未満となる場合には、前イにかかわらず、会社の定める期間とします。

## 第12条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

## 第13条（主契約が5年ごと利差配当付定期保険の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第9条（社員配当金の割当て）を適用しません。
2. 第10条（社員配当金の支払い）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  - ① 主約款に定めるところにより社員配当金を支払います。

## 第14条（第1回保険料から集団を通じて払い込む場合の特則）

第1回保険料から集団を通じて払い込むときは、第6条（保険料の払込み）を準用します。この場合、集団から会社の本社または会社の指定する場所に払い込まれた時を主約款に定める第1回保険料を受け取った時とします。



### 第9条補則

[1] 保険料の払込みを要しなくなった保険契約および保険料前納期間中の保険契約を含めます。